

**無料で耐震診断士
を派遣します**

書類（固定資産税の納入通知書、登記簿など）を添えて、直接お持ちください。応募要件について、確認できない場合は、別途書類をご用意いただくことになりますので、ご了承ください。
※申請書はホームページからもダウンロードできます。

- 「法」に基づき、次の要領にて実施します。

悪質な業者による勧誘にご注意ください

診断の実施（現地調査） が決まつたら

[決定]
市役所谷和原厅舎都市計画課
建築指導係

- 基礎形式および地盤から上部の基礎立ち上りや沈下状況、クラック（ひび）の状況などを外部から確認します。

○外壁仕上げ材によるクラック状況、また増改築による変更の有無などを確認します。

○屋根の棟や瓦などのずれ、割れ、欠落などの状況を確認します。

3. 内部調査

○1階・2階の内壁などの仕様、

■現場調査は、所有者などの立会のもとで行います。

■目視・非破壊にて検査を行います。

4. 床下調査

○基礎の亀裂や床下部材に腐朽、アリ害があるかや、土台のずれ、アンカーボルトの有無などを確認します。

○自目視による調査が不可能な場合は、建物ができた時期から適宜判断し、評価します。

【応募要件(対象となる住宅)】

東日本大震災では、市でも家屋や道路などに
多大な被害を受けました。今後も、大きな地震
の発生による災害の危険性が指摘されています。
このようなことから、お住まいの建物に、不安
をお持ちの方もたくさんいることだと思います。
そのため、市では、今年度も「木造住宅耐震
診断士派遣事業」を実施します。ご希望の方は、
応募要件をご確認の上、必要書類を添えてお申
し込みください。なお、申し込み多数の場合は
抽選となる場合があります。

申込期間

6月9日(月)～7月31日(木)

- 雨漏り、白アリ、床、建具など、建物の生い立ちや不具合、建物の経歴についてお聞きします。

和56年5月31日以前に建築確認を受け、建築された住宅

② 2階建て以下の住宅で、延べ床面積が30平方メートル以上、店舗などの併用住宅は、建物全体の2分の1以上が住宅として使用されていること

③ 過去にこの制度の耐震診断を受けていないこと

④ 所有者は、市に住民登録があり、市税などを滞納していない

【申請について】

「申請書」に、必要事項を記入、
押印の上、対象住宅の建築年度

【耐震診断の内容】

この診断は、財団法人日本建築防災協会が定める「一般診断

として使用されていること

③過去にこの制度の耐震診断を受けていないこと

にその旨をご記入ください。

この診断は、財団法人日本建築防災協会が定める「一般診断

問
谷和原庁舎都市計画課
六

※1階・2階の押入れから天井裏を確認するので、内部のものを一度出しておいてください。

知します。

裏を確認するので、内部のものを一度出しておいてください。